

令和6年（ワ）第3728号

「明日を生きるための若者気候訴訟」二酸化炭素排出削減請求事件

原告 〇〇〇〇 外

被告 株式会社JERA 外9名

原告ら第10準備書面

2026年7月15日

名古屋地方裁判所民事第6部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士	原 田 彰 好
同	浅 岡 美 恵
同	小 島 寛 司

第1 はじめに

産業革命前と比較して世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑えること（1.5℃目標）の重要性は、訴状18頁から19頁や原告ら第8準備書面33頁から35頁で述べたとおりであるが、この間の気候変動の加速・深刻化を受け、I C Jは各国が1.5℃目標の達成に適切に貢献できる最高水準の野心を反映したN D Cを累次的・前進的に策定、通報、維持する結果義務を負うことを勧告的意見の中で明らかにした（原告ら第8準備書面35頁から44頁。これを踏まえた被告らの義務については同書面55頁以下で述べている。）。

特に、近年の気温上昇は顕著であり、これに伴う健康被害等も深刻化している（原告ら第3準備書面3頁から9頁、原告ら第8準備書面7頁から29頁）。本訴訟提起から約2年が経過しようとしているが、この間にも気候変動は日々深刻化し、第9準備書面1頁から9頁で述べたように、すでに地球システムの一部が危険な水準に近付いており、これからの地球環境を生きていく原告らに

とって不可逆の被害を強いることがよりいっそう具体的・現実的になっているのである。

本書面では、気象庁が明らかにした最新の気候変動の知見をもとに、近年の気温上昇が特に顕著であることを明らかにし、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減が喫緊の課題であること、及び被告らの排出削減目標が不十分であるとの原告ら第9準備書面における主張を補充することを目的とする。

第2 近年の気温上昇は長期的な変化傾向のなかでも特に顕著であること

1 年平均気温長期変化傾向

本訴訟提訴後も、世界的な高温傾向は続いており、2025年の世界の平均気温（陸域における地表付近の気温と海面水温の平均）の基準値（1991～2020年の30年平均値）からの偏差は+0.48℃で、1891年の統計開始以降、3番目に高い値となった（1位は2024年の+0.63℃、2位は2023年の+0.54℃）。そして、気象庁の最新の分析では、1891年の統計開始以降2025年までの年平均気温長期変化傾向と、1979年から2025年の年平均気温長期変化傾向を比較した結果、後者の方が世界的に大きな変化となっており、近年の気温上昇が著しいことが報告されている。（以上につき、甲B153）

そして、日本においては、2025年の日本の平均気温の基準値（1991～2020年の30年平均値）からの偏差は+1.23℃で、1898年の統計開始以降、3番目に高い値となり（1位は2024年の+1.48℃、2位は2023年+1.29℃）、長期的には100年あたり1.44℃の割合で上昇している（甲B154）。

図1、2では緯度経度5度の格子ごとに年平均気温の長期変化が示されているが、特に北半球の緯度の高い地域ほど年平均気温長期変化傾向が大きく、日本もその例に漏れず、高温となる年が頻出しているのである。

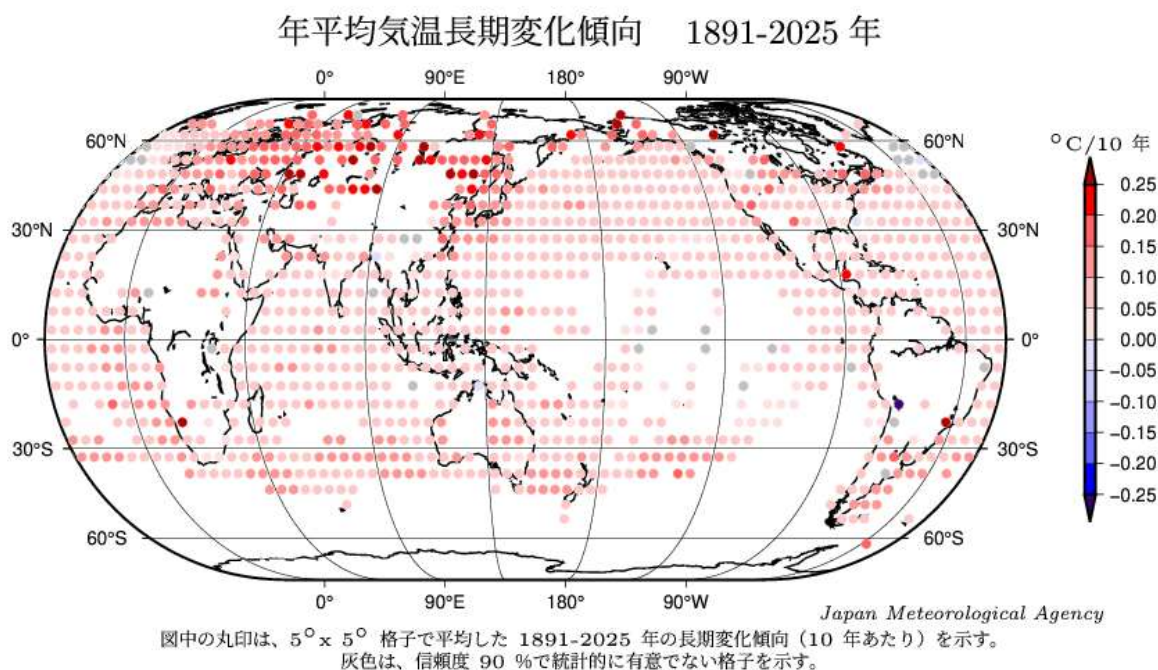


図 1 年平均気温長期変化傾向 1891-2025 年（甲 B 1 5 3 より）

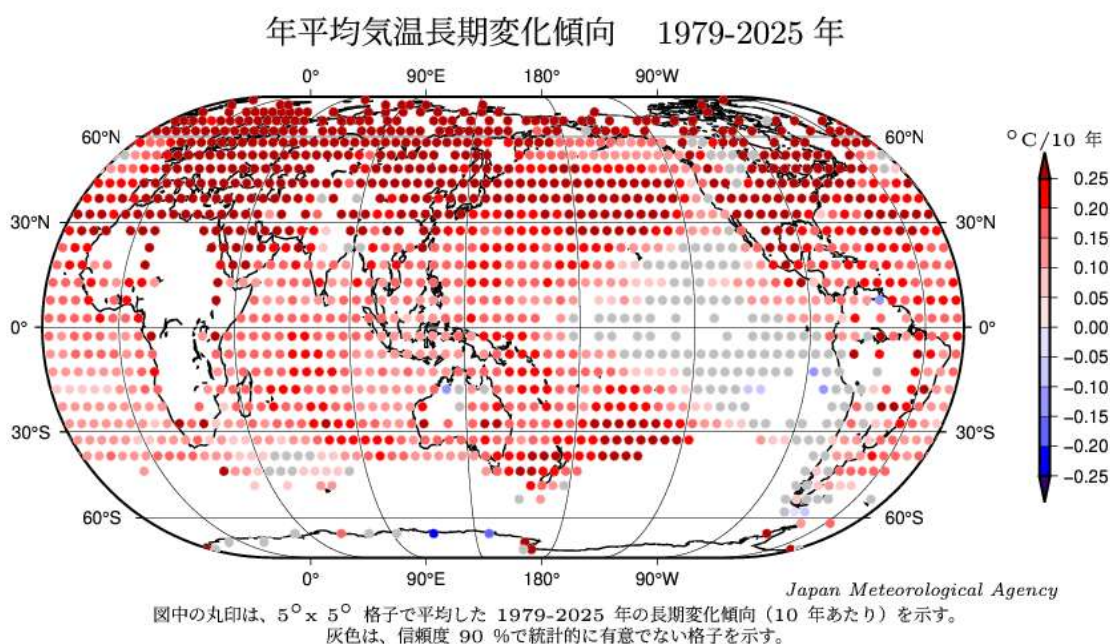


図 2 年平均気温長期変化傾向 1979 - 2025 年（甲 B 1 5 3 より）

2 2025 年の極端な高温の増加

2025 年は、特に夏の平均気温が高く（図 3 のとおり、夏の正方向の振れが大きくなっている。）、群馬県伊勢崎の日最高気温が 41.8℃となり、全国

の過去最高気温を更新したほか、1946年の統計開始以降、北・東・西日本で過去1位の高温となった（甲B155）。

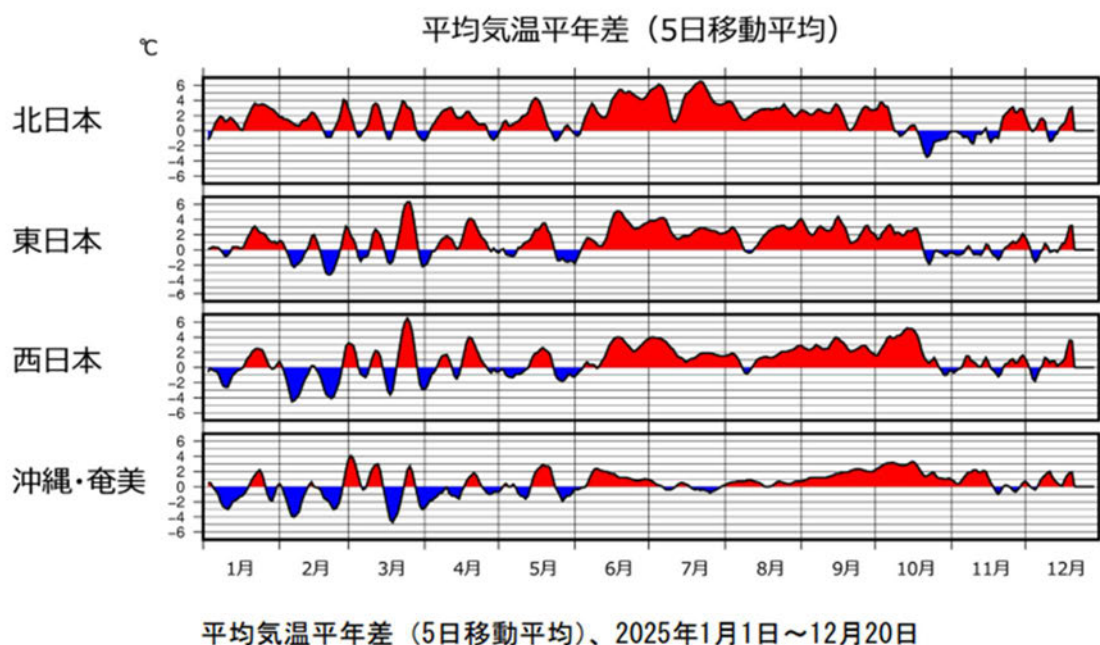


図3 平均気温平年差（5日移動平均）（甲B155より）

近年、夏に顕著な高温を記録する年が頻発しており、40℃を超える気温が毎年のように観測される状況を受け、2026年4月17日、気象庁は、最高気温が40℃以上の日については「酷暑日」と呼称することを決めた（甲B156）。

従前は、35℃を超える日を「猛暑日」、30℃を超える日を「真夏日」と呼称していたところ、これらの増加傾向は原告ら第3準備書面・7頁以降でも述べたところであるが、気象庁は、真夏日について、図4のとおり、100年あたり10日の増加であり、信頼水準99%で統計的に有意であるとする。そして、特に最近30年間の平均年間日数は、統計期間の最初の30年間の平均年間日数と比べて約1.3倍になっているとの統計を公表している。このことは、図4における近年の真夏日日数の増加傾向が著しいことから読みとること

ができる。なお、2025年の真夏日の日数は70.5日にのぼり、これは過去最高である。(以上につき、甲B157)

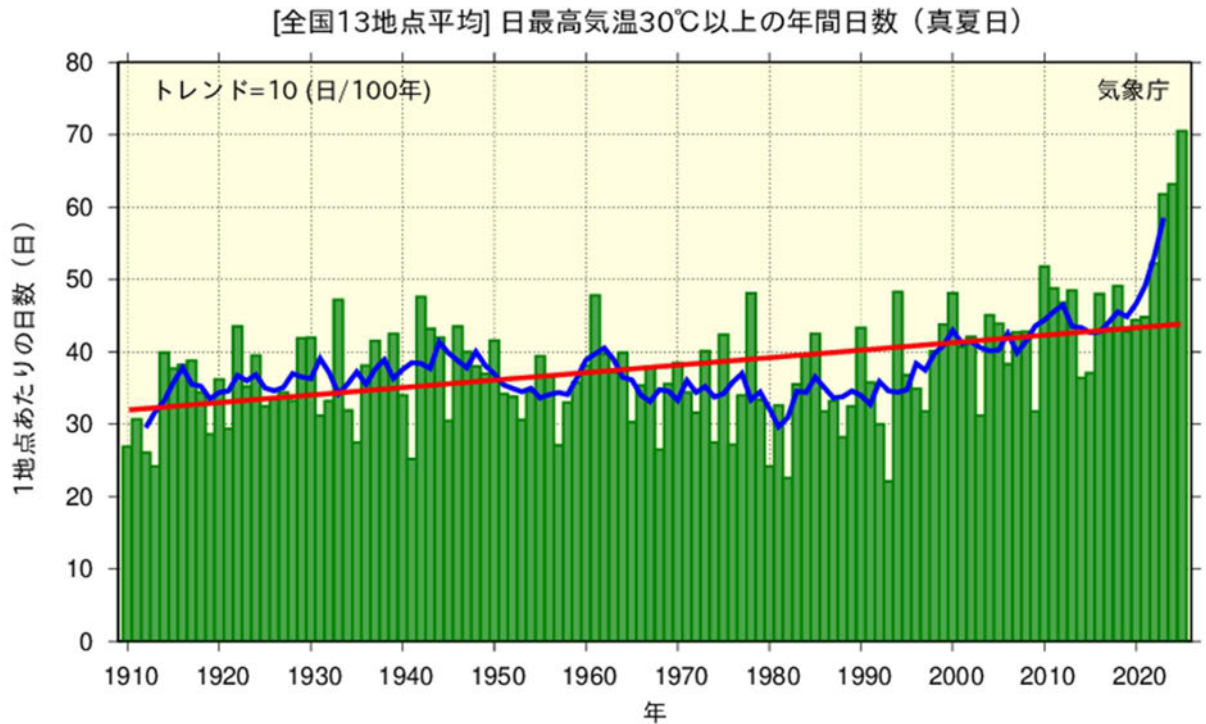


図4 [全国13地点平均] 日最高気温30℃以上の年間日数(真夏日)
(甲B157より)

更に、猛暑日については「統計期間1910～2025年で100年あたり2.9日の増加」であり「信頼水準99%で統計的に有意」であるとするほか、特に最近30年間の平均年間日数は、統計期間の最初の30年間の平均年間日数と比べて約4.2倍になっているとの統計を公表しており、真夏日が約1.3倍であったことと比較すると、過去にはこのような極端な高温が観測されなかったにもかかわらず、近時は極端な高温が頻発していることがうかがえ、近時の極端な高温傾向が統計的に明らかにされているといえる。なお、2025年の猛暑日の日数は10.2日に上り、真夏日同様、過去最高である。(以上につき、甲B158)

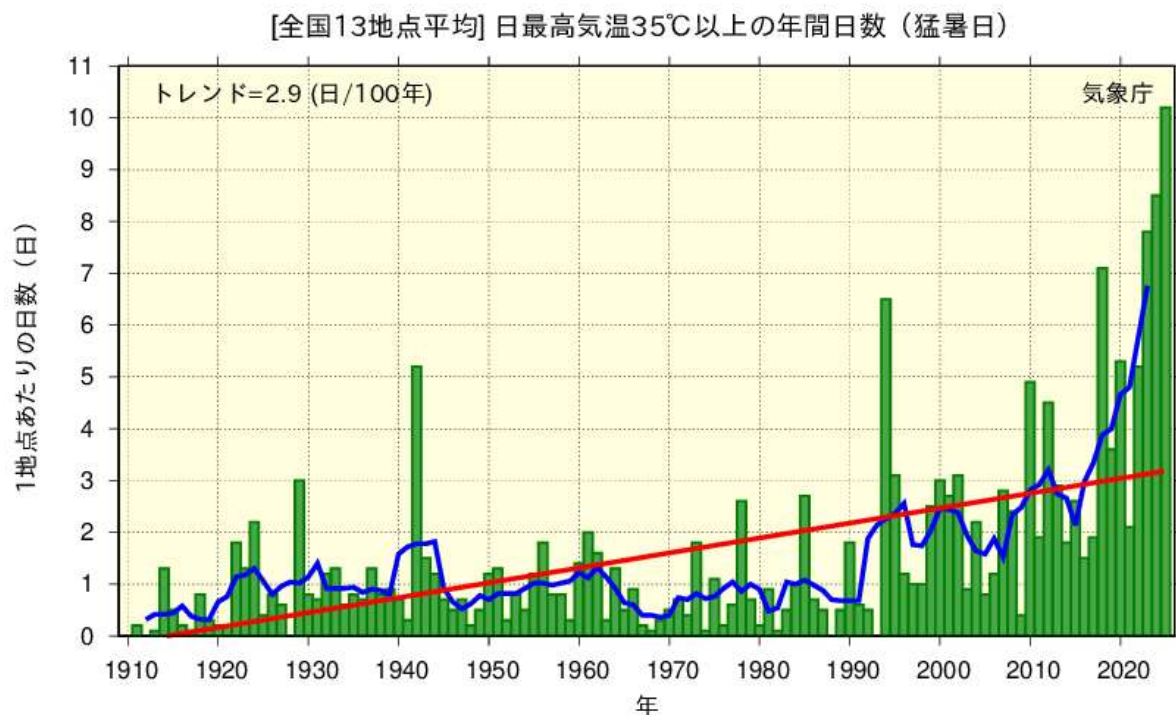


図5 [全国13地点平均] 日最高气温35℃以上の年間日数（猛暑日）

（甲B158より）

以上述べた2025年夏の記録的な高温については、イベント・アトリビューション手法によって、地球温暖化がなかったと仮定するほぼ発生し得ないことが明らかとされ、前述したようにすでに地球温暖化が進行している2025年現在でも60年に一度の稀な高温であったと推定されている。図6は、温暖化がなかった場合の気候条件で発生し得る気温の分布を青線で示し、温暖化がある2025年の気温分布を赤線で示しているが、2025年7月に観測された気温は、前者ではX軸に直上に位置し、後者でもX軸に限りなく近づいており、いかに極端な現象であったかがうかがえる。（以上につき、甲B159）

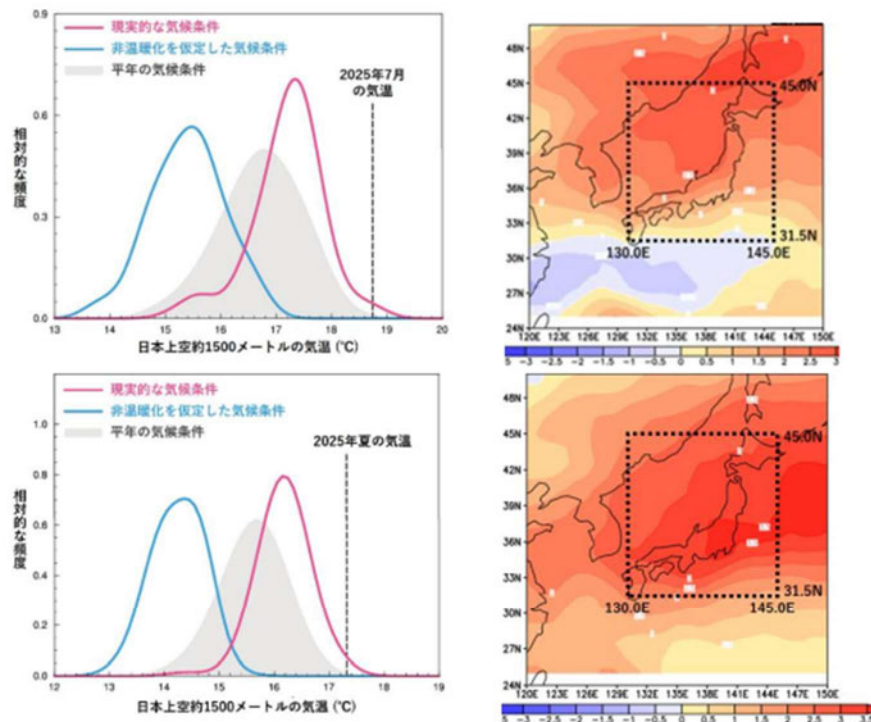


図 5-1 イベント・アトリビューションにより推定された 2025 年 7 月（上段）及び夏（下段）の日本付近の気温の確率密度分布

左：赤線は実際の（温暖化がある）2025 年の気候条件下、青線は温暖化が無かった場合の 2025 年の気候条件下での推定された確率分布で、灰色は平年（1991～2020 年）期間から推定された確率分布、右：850hPa 気温規格化偏差の分布と日本付近の気温をもとめた矩形領域。

図 6 イベント・アトリビューションにより推定された 2025 年 7 月及び夏の日本付近の気温の確率密度分布（甲 B 1 5 9 より）

3 近年の気温の上昇率は長期変化傾向による推定を大きく上回ること

近年の長期変化傾向が、過去の長期変化傾向と比較して、大きくなっていることについては前記 1 でも述べたが、1995 年～2024 年の 30 年の変化傾向に限定してみると 10 年あたり 0.50°C の上昇となっており、1891 年から 2024 年の長期変化傾向（10 年あたり 0.13°C ）の約 3.8 倍となっており、近年の気温上昇率は著しく、更に、1995 年～2024 年の変化傾向に基づいて推定される 2023 年、2024 年、2025 年の気温と現実の各年の気温とでは、現実の各年の気温が推定値を大きく上回っており、地球温暖化の影響が如実に表れている。（甲 B 1 5 9）

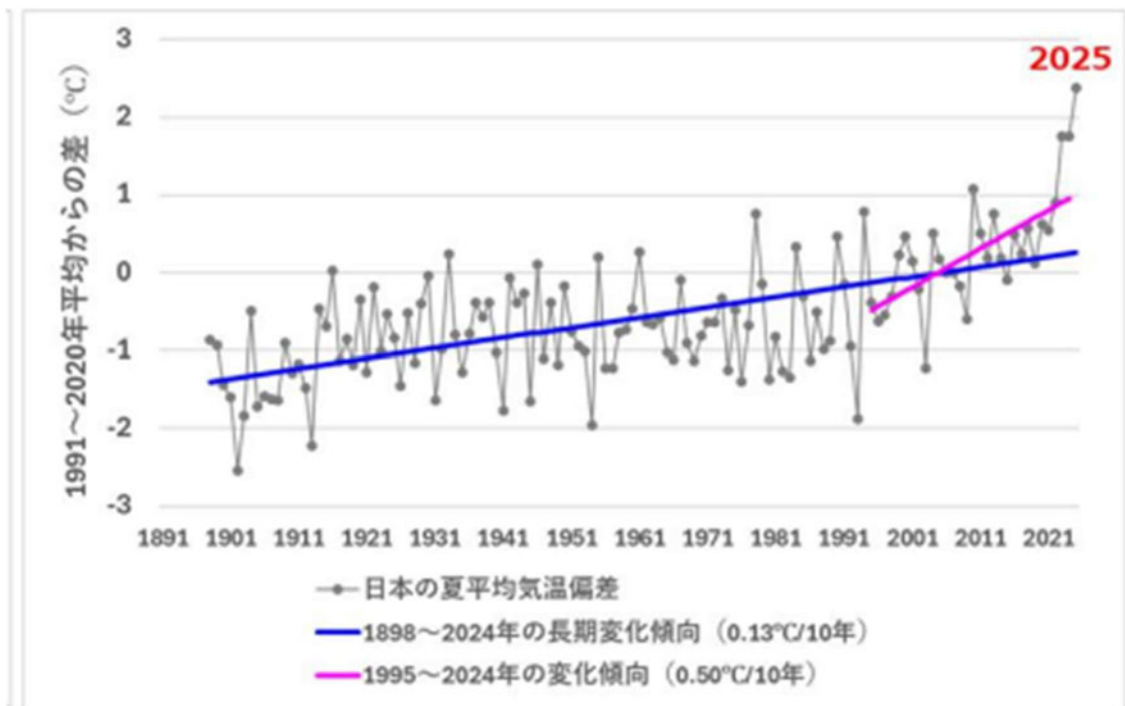


図7 日本の夏平均気温の経年変化と長期変化傾向（甲B159より）

第3 近年の顕著な気温上昇に伴う健康被害及びそのリスクの深刻化等

1 熱ストレスによる死亡リスクの上昇

原告ら第8準備書面では、気温上昇による健康リスクの病理学的知見及び疫学的知見にかかる主張を補充したところであり、前述したような極端な高温は、人体の熱調整機能に機能不全をもたらし、体温の蓄積熱が増え、コア体温が上昇しつづけると熱中症に至るリスクが高まり、それだけではなく熱疲労、睡眠障害などをもたらし広く熱関連死リスクを高める（同書面8～9頁）。

同書面で述べたように、2025年度の熱中症による救急搬送者数は引き続き増加傾向にあるほか（図8）、熱中症による5月から9月の死亡者数も確定値では2024年に2098名（原告ら第3準備書面・8頁で述べた死亡者数は5月を含まない。）と過去最多を更新し、2025年の概数でも1521名と訴

え提起段階で主張した「年間1,400名を超えることが普通になってきている」状況よりも更に深刻化していることが分かる（甲B160）。

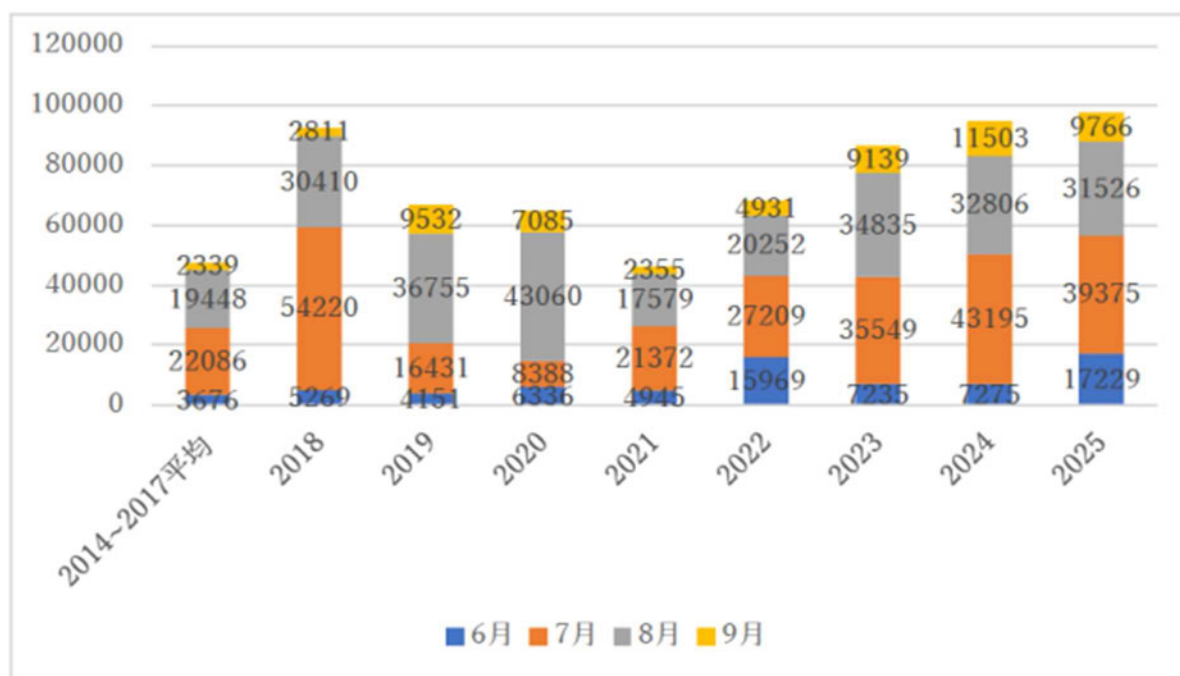


図8 熱中症による救急搬送人員数

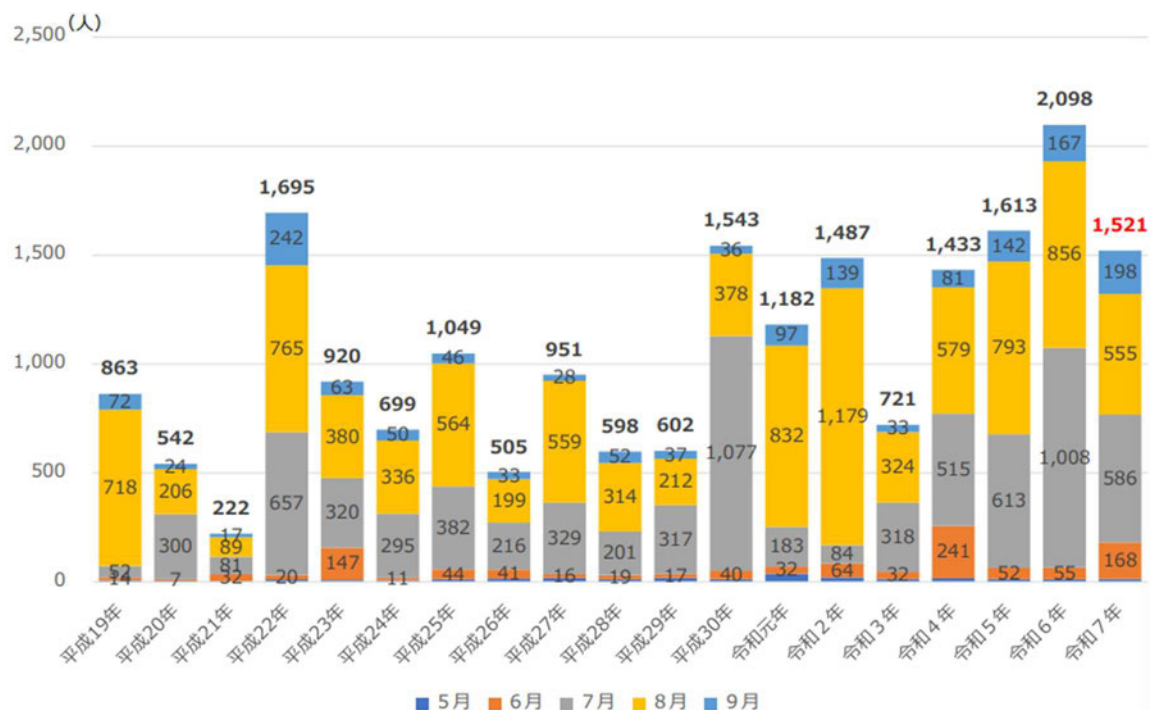


図9 熱中症による死亡者数（甲B160より）

2 2025年度版気候変動影響評価報告書（甲B161-1）における健康被害評価

環境省は、最新の科学的知見を踏まえ、おおむね5年ごとに気候変動影響の総合的な評価報告書を作成している。2025年版は第3次気候変動影響評価報告書となり、同報告書では、最新かつ広範な科学的知見を反映し、現状から将来予測にわたって重大性・緊急性・確信度が高いなど特に優先的に対応が必要な項目を明らかにしている。（甲B161-2）

気温上昇による健康リスクが高まることについての医学的知見・疫学的知見は原告ら第8準備書面・7頁から20頁で詳述したところであるが、上記報告書においても同様のリスク評価がなされている。具体的には、暑熱による死亡リスク、熱中症り患リスクが増加することについては重大性、緊急性及びこれに対する確信度をいずれもレベル3としている。更に、原告ら第8準備書面で詳述した熱関連死や暑熱に関連する疾患り患リスクやメンタルヘルスへの影響（うつ病の悪化・自傷行為・自殺リスクなど）についても増加傾向が把握できるとの予測結果が公的に示されている。（甲B161-1・97頁から99頁、103頁）

第4 小括

以上、第2において中心的に述べたように、近年の気温上昇は長期的な変化傾向のなかでも特に顕著であり、その中でも日本は世界と比較しても気温上昇の変化が大きい。30℃を超える日は年々増加し、特に近年はその増加が著しい。まさに、地球の気候システムは崩壊寸前なのであり、このような状況下で、暑熱による被害も日々深刻化し、新たなリスクにも晒され続けている。このような状況からすれば、被告ら温室効果ガスの大量排出事業者は、原告らの生命健康、安全な生活等を保護すべく、直ちに、1.5℃目標に整合する排出削減に取

り組まなければならないことは、訴訟提起時と比較するとより一層明らかになったというべきである。

以上